官民競争入札等監理委員会 第 55 回議事録

内 閣 府

第 55 回官民競争入札等監理委員会議事次第

日 時:平成21年12月10日(木)10:30~12:00

場 所:永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 開 会

2. 審 議

議題1 仙谷大臣・泉大臣政務官との懇談

議題2 高齢期雇用就業支援コーナーについて

議題3 実施要項(案)について

- 建設関連業等の動態調査
- ・兵庫国際交流会館の管理・運営業務

議題4 (独) 国立公文書館の広報・普及啓発事業について

議題 5 意見募集の結果について

議題 6 入札監理小委員会における環境省の対応について

議題7 今後の進め方について

3. 閉 会

<出席者>

(委 員)

落合委員長、本田委員長代理、逢見委員、小幡委員、樫谷委員、小林委員、近藤委員、 野原委員、吉野委員、渡邉委員

(政 府)

仙谷内閣府特命担当大臣(行政刷新)、泉内閣府大臣政務官

(事務局)

藤岡内閣府審議官、松山政策統括官、佐久間官民競争入札等監理委員会事務局長、 上野参事官、森丘参事官、山西参事官、山谷企画官 ○落合委員長 それでは、定刻になりましたので、55回「官民競争入札等監理委員会」を 始めさせていただきます。

本日は、仙谷大臣、泉大臣政務官に御出席をいただいております。

まずは仙谷大臣の方から当委員会に対して要請事項があるということでございますので、 仙谷大臣からよろしくお願いいたします。

○仙谷大臣 皆さん、おはようございます。官民競争入札等監理委員会の皆様方には、大変難渋の中を細かい作業までしていただきまして、この間、御苦労をかけております。改めまして、大臣といたしまして、心から敬意を表し、皆様方の御苦労に感謝申し上げたいと存じます。

雑談風になりますけれども、行政刷新会議で事業仕分けを行って、これは1つは予算との関連もございまして行ったわけでありますが、やってみますと予算額そのものよりも、 国民の多くの方々は、官の仕事あるいは公共サービスというものが一体どういうやり方で 成り立っているのか、そして、国民の税金がこのように使われていることについて知らな かったとか、これでようやくわかり始めたという反応が大変多いように思います。

そこで、これは半分個人的な見解でありますけれども、やはりこれからの時代、とりわけ財政に限りがある時代に入り、言わば定常社会とでもいうような、先進国で高成長が望めなくなってきた段階では、有効・有益に税金も使われなければなりませんし、かつまた日本に相当蔓延しております官製市場を民間に開放する、あるいは官の規制によって民間活動が妨げられている分については、一刻も早くそういう妨害的規制、もう少し言いますと悪代官のような第2税金を徴収するようなやり方も、徹底的に大掃除しなければいけないという個人的な総括をしているところでございます。

この官民競争入札等監理委員会で行っていただいております市場化テストへ向けての具体的な調査あるいは方策というものに関連して、国民公園協会の問題について環境省の総務課長が事もあろうに何十分にもわたって延々と理屈をこねて審議を引き延ばしたという報道が昨日のテレビでもありましたが、これは事実を確認してみないとわかりませんけれども、しかし実態としての駐車場管理や公園管理が随意契約もしくは独占的に当たり前のように非常に高額の料金で委託あるいは契約をされているとすれば、これはゆゆしい話であることは間違いようございません。

これはほんの1例でありますけれども、どうもこのような手口でいろんなことが行われているというのはもう国民周知の下でありますが、それが具体的にどういうものなのか、どのようにすればこれを解いて民間の方にきちっとした競争入札の下で、また国民の満足度がより得られるような公共サービスとして提供されるのかということを考えていきたいと思っております。

こんなことで今まで御苦労をかけていただいたわけでありますが、今後は、行政刷新会議と連携した1つの極めて重要な委員会として皆さん方に今までの蓄積を生かして、具体的にこれはこう取り組むんだということを是非今後とも御尽力をいただきたい、提案をい

ただきたい。そのことによって、行政刷新会議のボードでも正式に取り上げて、できる限り総理指示という格好で、各省庁に市場化テストを促すべき部分は強く促してまいるという手法にしたいと思います。

先ほど委員長とも雑談をしておりましたけれども、調査の法的権限が基本的にあるわけではないというお話でございましたので、ここは行政刷新会議のボードメンバーにお諮りをして、総理の指示という格好で、国民の財産を使って情報を持っておる各省庁に、その情報は必ずきちっと出すようにと指示できるような体制をこれからとってまいりたいと思っておりますので、どうか今後とも御協力をいただきたいと思います。

今後、公共サービスについて、質の向上とコスト低減の2つの観点から、見直しを本格的にお進めいただけるということで大いに期待をいたしておりますので、私どももこれが有効にあるいは円滑に動き、国民がようやく雲の切れ目から日が差し込んできたとお感じいただけるように頑張りたいと思いますので、今後ともよろしくお願いを申し上げます。

どうもありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○落合委員長 どうもありがとうございました。大変心強いお言葉をいただきましたので、 我々も大臣の考えを真摯に正面から受け止めて、公共サービスの改革のための前進に全力 を尽くしたいと思っています。

仙谷大臣は所用があるということで、ここで退席されるということであります。大臣、 どうもありがとうございました。

○仙谷大臣 どうぞよろしくお願いします。

(仙谷大臣退室)

(カメラ退室)

- ○落合委員長 続きまして、泉政務官から御挨拶をお願いしたいと思います。
- ○泉大臣政務官 おはようございます。時間も限られていることでございますので、私の方は、大臣のお話に尽きるところでありますけれども、昨日のテレビの報道でもありましたけれども、正式に今日諮られるのかもしれませんが、場合によっては私ども政務三役が動いて、環境省に対して申し入れをすることにもなろうかと思いますので、しっかりとそういった役割を果たしながら、着々とこの公共サービスの改革に努めてまいりたいと思います。またどうぞ皆さんの御意見をいただければと思います。よろしくお願いいたします。 ○落合委員長 泉政務官、どうもありがとうございました。

それでは、本件に関して、何か委員の方から御発言等ございますでしょうか。

- ○吉野委員 環境省の話ですか。
- ○落合委員長 大臣から御指示がありました点についてです。このことに重点置くということで意見交換をお願いします。環境省の問題は後の議題で出てきますのでそのときに。 それでは、お手元に配られておると思いますが、「公共サービス見直しの進め方」というペーパーは、大臣の考え方を具体化したものであります。したがって、ここにあるような内容で、当監理委員会は公共サービス改革のための作業をしてほしいという指示があった

ということです。ここに上がっているような項目について、重点的に今後対応していこうというのが基本的には今後の監理委員会の大きな役割だろうと思います。これらを含めまして、泉政務官もおられますので、広く監理委員会の運営等について、自由に御意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

小幡委員、どうぞ。

○小幡委員 今、大臣からのお話にもございましたように、私は事業仕分けにかかわって おりまして、第3ワーキングでやっていたのですけれども、そこで、例えば、自衛隊が実 員を増員したいというときに、もっと民間委託を施設等で進めて、そうすればその人員が 空きますので、それを振り替えるということが本来できるのではないかという議論をした 際に、私はここでの施設・研修等分科会の方で、防衛省との関係で、米軍、英軍では市場 化テストを進めていて、非常に効率的になっているというのを知っていたので、そういう 形で切り込めたんですが、やはり共通するものがあると思います。いずれも効率化のため の議論なので、防衛省さんは民間委託しても、それが効率化につながるという意識が余り ないということもそこで明らかになりましたので、市場化テストについても結局わかって いらっしゃらないということなのです。今まで官がやっていたやり方と、民がやろうとす るやり方と比べて、どちらが効率的かという視点が、まさに我々委員会の視点なので、そ のような見方で、予算、あるいは今までのやり方について切り込んでいくという方向性は、 まさに刷新会議と共通すると思いました。先ほど心強い大臣からの御発言ございましたの で、今までなかなか役所のほうに抵抗感があったのですけれども、政治主導といいますか、 そういう形で霞が関の方も調査に応じる、あるいはもっと柔軟に本気で考えていただける ということになればありがたいなと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思いま

○落合委員長 他にございますか。

小林委員、どうぞ。

○小林委員 私もやはりこの委員会は、競争するというところに質の向上とか、効率性の向上があると思います。色々な省庁の入札等監視委員会等でも、民がやっていても、随契であったり、1社応札であったりとかいうことで、大変大きな業務が、民がやっていても競争が働かない状態になっているところがあると思います。そういうところを見直していって、自由に参入できて、競争ができるようにしていく環境を整えることが必要ではないかと思います。

例えば、私が担当しました警察の関係でも、たくさんの業務を随契だとか、あるいは一般競争入札にかけて最低価格にしていたりするのですが、そこでもやはり競争が働いていない。しかも、官の意識としては、今まで、これは非常に重要なサービスで、セキュリティーですとか、色々なことで官が監視といいますか、官の手の中になければいけないというような意識が強くて、そういうバリアがあると思います。ですから、そういうことをなくして、国民のために公共サービスを提供していくわけですから、そこに効率性なり有効

性なりということで競争が働く環境、創意工夫が働く環境にしていくことを、政治主導で というか、そういうリーダーシップを持って進めていただけると大変よいのではないかと 思っております。

○落合委員長 今、小林委員が言われたことは、各府省が、既に民間委託していることで何か責務を果たしたような応答がよくあるわけですが、民間委託していればOKというわけではなくて、その民間委託が本当に国民のために、コスト的にも質的にもよくなっているかどうかという検証を伴った民間委託でなければいけないわけで、その検証を行うためには、まさにこの監理委員会が、公平な第三者という形で関与して、民間事業者同士の入札のような場合でも、透明性、公平性ある形で関与して明らかにしていくと、こういう作業が必要なので、今、民間委託していますと言っている部分についても、積極的に監理委員会で取り上げて、その民間委託が本当に効率的かつ質の高いものになっているかどうかを第三者である我々が検証するという形に持っていかなければいけないと思っておりまして、小林委員が言われたことに全く賛成です。この方向を推し進める必要があり、かつ、民間委託していればいいという発想は、公共サービス改革法そのものを理解していないのではないかと感ずる場面が非常に多いので、民間委託していれば免罪符ではないということを各府省にも周知していかなければいけないということです。

野原委員、どうぞ。

○野原委員 先ほど委員長から調査権限がないというコメントがありましたが、それは重要な点なので、是非改善していかないとと思います。それ以外にもそもそも枠組みに問題があるので、2点申し上げたい。まず一つは、どんな業務や事業を市場化テストに出すかということを各府省の担当部署が自らまず申し出るという手順になっていることと、官民競争入札のときの仕様を官の担当部署が主導的に決める手順になっていることです。

行政サービスの効率化や質の向上を目指して市場化テストを行うのに、業務を民間に出すことによって部署が不要になったり人員削減が必要になるかもしれないことを担当部署が自ら申し出るというのはモチベーションが湧きにくい枠組みです。行政サービスに接する民間の立場から提案や問題提起ができる仕組みがあれば、問題を突破できる部分があると思います。

もう一つは、既存の業務や事業を市場化テストに出すか出さないかを検討するしかない。 いくつかの部署・部門にまたがった事業を統合したり、改革したりすることができないと いう点です。

これも、行政サービスに接する民間から問題提起や改善案を提案することをきっかけにして、官民競争入札の案件が検討できたら、随分突破できる課題があると思います。

本当の意味でのよき競争が導入されるような仕組みをここでも考えていく必要がある のではないかと思います。

○落合委員長 他にございますか。

渡邉委員、どうぞ。

渡邉委員 私は、分科会と入札監理小委員会を担当させていただいて思うことは、1つは、最初の、どういうものを市場化の対象にするのかという観点と、それを具体的にどういうふうに民間に出していくのかという技術的なところと、両方下支えがないとなかなか難しく、今、まさに他の委員がおっしゃられたような点と、具体的にどう切り分けで出していくかというところで、是非規模の利益を考えていただきたい。一定のブロックになれば、民間事業者も手を挙げて色々やれる。ところが、余り細かく、ここだけ小出しにいたしますというようなやり方であれば、実際に受けたときに創意工夫の余地もなければ、思い切った人材の投入とか、そういうのが難しくなるというところで、是非そういう観点をお願いしたいということがあります。

その前提として、調査権限のお話が出ましたが、今まで具体的に、だれが、どういうプロセスを経てやってきたのかという情報開示が基本になろうかと思いますので、そこは具体的に取りかかれるような御説明が基本になると考えています。それが強制的にというのか、自発的に各省から御説明いただくのかという方法論は別として、そういう基本的なところから委員会がきちんとした提言なり、審議ができるような形の御協力は是非お願いしたいと感じております。

○落合委員長 近藤委員。

○近藤委員 野原委員が言ってくださったことを地方自治体の立場から申し上げると、民間に出していることは免罪符ではないというのは、本当に今、痛感しておりますけれども、出せる部分はほとんど出し切っておりまして、次に踏み込むとなると、課税の部分ですとか、徴税の部分ですとか、今まで民間に全くノウハウがなかったところでございますので、実際そこをどのようにしたら効率的に仕事ができるかということを御提言いただきたいと思いましても、民の方には全く仕事の中身がわからないわけですから、それを御説明する必要があります。国は、民間に公務員が出向して内容を説明して、また元に戻れるということは法的に担保されているんですが、それが地方公務員の場合にはできないですので、その辺のところに今、大きなハードルがあるということで御理解いただきたいと思います。○落合委員長 泉政務官から何かございますでしょうか。

〇泉大臣政務官 ありがとうございます。先ほどから事業仕分けの件でも出ていますけれども、民間に我々は委託をしています、入札をかけていますと言って、では何社ですかと言われて、1社ですと答えたのが何回か事業仕分けでも見受けられて、しかも、その1社がぶら下がっている公益法人だったということもありました。そういったことからも、真の民間委託を常にこれから目指していかなくてはいけない。そのための、おっしゃるように調査権限ということだと思いますので、これは是非その方向で進めていきたいということと、今日お配りしている大臣の「公共サービスの見直しの進め方」というものですけれども、これは以前、皆様に配付をさせていただいたものと多少変化がございます。今までは対象分野候補というものを、対象分野ということで今回御提示をさせていただいたわけですが、できる限り「何々等」という言い方を省かせていただいて、その代わり、書かせ

ていただいたことについてはしっかりと取り組んでいくということも込めて、多少仕分けをさせていただきました。あと、自衛隊や警察関連については、取り組むべき課題というふうに認識をしている一方で、優先順位、難しさ等々含めて、まず、しっかりと答えの出せるところから出していこうという考え方もあって、こういった分類にさせていただいておりますが、いずれにせよ、すべて我々として、この分野については取り組んでいくつもりで頑張ってまいりたいと思っております。

最後に近藤委員がおっしゃられた課税、徴税みたいなことに関して言えば、官の業務独占の1つの言い訳として、業務が全く外に説明されていないということがあると思いますので、官の業務を外に説明させるような機会づくりというか、そういうものもあっていいのかなと思いますので、これまた参考にさせていただきたいと思います。

○落合委員長 泉政務官、どうもありがとうございました。

それでは、懇談の時間はこれで終了とさせていただきたいと思います。どうもありがと うございました。

○泉大臣政務官 また今後ともどうぞよろしくお願いします。

(泉大臣政務官退室)

(厚生労働省関係者入室)

○落合委員長 それでは、次の議題ですけれども、独立行政法人の高齢・障害者雇用支援機構の「高齢期雇用就業支援コーナーについて」でありますが、本事業につきましては、民間競争入札の対象事業として8月に監理委員会でその実施要項を了承したわけでありますが、厚生労働省において改めて事業を見直しました結果、この事業は廃止という決定をしたということであります。したがいまして、本日、厚生労働省から、その経緯等について御報告をいただくということで、担当の吉永企画課長に御出席をいただいております。御報告をお願いいたします。

○吉永企画課長 厚生労働省高齢・障害者雇用対策部企画課長の吉永でございます。

本日、高齢期雇用就業支援コーナー事業の廃止と、それに伴います市場化テストの中止につきまして御報告申し上げます。

お手元に資料1という形で4ページのものを配付しておりますが、これに即しまして御 説明申し上げます。

高齢期雇用就業支援コーナーは、現在の雇用の制度が、公的年金の支給開始年齢が引き上がる中で定年制がそれと必ずしもリンケージしていない中で、高齢期、引退過程における所得の確保と、職業生活の設計をどういう形にしていくのかということで、退職直前というよりは、もう少し長いスパンの在職者を対象として、今後どういう取組みをして所得を確保していくのか、あるいは再就職に向けてどういう形で取り組むと新たな仕事が見つけられるか、そういったものを中長期的な観点からアドバイスをすることが主な目的のものです。

この事業は、独立行政法人の高齢・障害者雇用支援機構において運営をしております。

実際には、地方に出先がない関係上、雇用開発協会に、これは各都道府県にそれぞれございます事業主の団体ですが、委託して事業を実施しておるというものでした。

この事業につきましては、2ページ目にございますが、ニーズの少ない部分もありまして、従来、全国 47 都道府県で実施しておりましたが、平成 20 年度から 14 都道府県に縮減をして、都市部を中心に展開をすることと併せまして、民間競争入札を行うということで、14 か所のうち 3 か所につきまして民間に委託をして、競争して、実績の向上を図るということで、平成 20 年 12 月 19 日の公共サービス改革基本方針の中にも盛り込まれたものでございます。

これを受けまして、高齢・障害者雇用支援機構におきましては、21 年 8 月 21 日に入札 公告を実施したものでございます。入札期限は 10 月 25 日まででした。また、来年 22 年 1 月から落札者による事業を実施する予定でした。

ただ、この間、今年の9月中ごろ以降ですが、マスコミ、テレビ、新聞等で、高齢・障害者雇用支援機構の事業運営につきまして、様々な御指摘がなされています。

1つは、この委託先であります都道府県雇用開発協会が、職員の約半分が厚生労働省のOBであったということで、その事業が必ずしも適切に行われていないのではないかという御指摘が中心でした。その中で、高齢期雇用就業支援コーナーにつきましても、全体で、20年度実績で4万1,000件ほどの相談をやっておりますが、1人当たりにならしますと、1日5件程度ということで、コーナーによっては実績が出ていないところもあるということで、必ずしも効率的な事業体制になっていないのではないか。

更に、先ほど申しましたような事業に併せまして、求職者の方がいらっしゃった場合については、再就職の支援などもやっていた部分がございまして、この辺りがハローワークの事業と重複する部分があるのではないか、そういうような御指摘がなされたところでございます。

この点につきまして、私どもの厚生労働大臣、あるいは政務三役等々から、再検討について御指示がありまして、3ページにございますが、高齢・障害者雇用支援機構の業務について徹底的な見直しを行うようにということで、1つは、高齢期雇用就業支援コーナーそのものを廃止すべきではないかということ。また、その他の事業についても大きく見直す。

高齢・障害者雇用支援機構が都道府県雇用開発協会に委託している業務は、このほかにも、例えば、障害者の雇用が法的雇用率に満たない企業から障害者雇用納付金をちょうだいして、多く雇っていくように調整金を支払うという事業、あるいは高齢者・障害者の助成金の支給などもやっておりますが、そういう事業につきましても、法律上真に必要なものに限って、付加的な事業については廃止するということ。

更に、来年度につきましては、従来、企画競争入札で委託することを準備しておりましたが、結果として、47 都道府県のうち 48 者の入札、都道府県雇用開発協会以外に1者しか出てこなかったことで、事実上の1者入札になったこともございまして、これも取り止

めまして、最低価格落札方式の一般競争入札で来年度の委託を行うということ。また、委託方式そのものを 23 年度からは廃止をするという御指示があったわけでございます。

こうした中で、私ども厚生労働省といたしまして、高齢期雇用就業支援コーナーにつきまして、22年度から廃止をするということ。また、市場化テストにかけておりました東京、愛知、広島の3コーナーにつきましては、来年1月からの実施の予定でございましたが、これにつきましても廃止をいたしまして、今年いっぱい、12月末をもって廃止をすることを決定したものでございます。何とぞよろしく御理解いただければと思っております。以上でございます。

○落合委員長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見等ございますでしょうか。 特にないようですので、本事業につきましては、政府として事業の廃止を決定した、そ の結果、民間競争入札を実施しないことになったということですけれども、これにつきま して、監理委員会として、その事実を承知したというふうにしたいと思います。本日はど うもありがとうございました。

(厚生労働省関係者退室)

○落合委員長 続きまして「実施要項(案)について」の審議でありますが、これは2件 ございます。2件の実施要項(案)の審議につきまして、本委員会で議を行うということ にしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

- ○落合委員長 それでは、異存がないことでありますので、議を行う手続へ移りたいと思いますが、これまで入札監理小委員会で審議されてきた結果につきまして、小林副主査から 2 件まとめて御報告をお願いいたします。
- ○小林委員 それでは、御報告いたします。資料 2 1 で「建設関連業等の動態調査」の 御説明をしたいと思います。

国土交通省所管の「建設関連業等の動態調査」につきましては、平成22年の4月から民間競争入札を実施することが基本方針に定められております。これに基づいて審議を行いまして、その結果の論点2点につきまして御説明をしたいと思います。

1点目は、加点項目の得点配分でございます。論点といたしましては、評価項目のうちの加点項目については、民間事業者の創意工夫が働くように高く評価するなど、内容に応じた得点配分を行うべきではないかという議論をいたしました。その議論の結果といたしまして、サービスの質として設定した「目標回収率」「結果の正確性」への影響が大きい「調査協力依頼」「督促」「照会対応」及び「集計、推定、結果表の作成」に係る加点項目については、得点配分を見直していただきまして、3点から6点に変更していただきました

2点目は、従来の実施における目的の達成の程度についてでございます。論点としましては、確保されるべき質として設定されました「結果の正確性」につきまして、国土交通

省が行う確認方法、時期を明確に記載すべきではないかということでございまして、この 審議の結果といたしまして、確認するための方法、時期については「納品された結果表に ついて、毎月、過去の傾向等から外れ値の有無を審査」する旨を明記していただきました。 以上が建設関連業等の動態調査でございます。

続きまして、資料3-1で「(独)日本学生支援機構兵庫国際交流会館の管理・運営業務」について御説明いたします。

日本学生支援機構の国際交流会館等の運営業務につきましては、監理委員会におきまして、兵庫国際交流会館の管理・運営業務について、平成22年4月から3年間の契約により落札者による事業を実施する計画が了承されたところでございます。これにつきまして、これまでの国際交流会館の中でもかなり大きな規模でございますので、それについて審議を行いました。

1点目は、入居者の選考等の業務でございます。これは、管理・運営業務の中に新たに 業務を追加しまして、入居者の選考等業務が置かれました。それにつきまして、非常に手 続等がわかりにくい記載でございましたので、従来の選考方法や選考基準等を情報開示し、 入居者選考に係る業務内容を明確に記載すべきではないかということを審議いたしました。

その結果といたしまして、選考基準を含めた業務内容を明記し、詳細な業務スケジュール等を「新規渡日の国費外国人留学生、外国政府派遣留学生及び交換留学プログラム留学生」と「それ以外の留学生」に区分して別紙資料として整理をしていただきました。

2点目は、カウンセラーと留学生に対する補助といいますか、アシストをするレジデント・アシスタントの募集、面接業務についてでございます。これは、カウンセラー、RAの募集、面接の方法等の従来の業務内容を情報開示するとともに、その募集について、また面接が規定されておりますので、面接に係る業務内容を明確に記載すべきではないかということで、この対応といたしまして、募集選考等の業務内容を明記し、詳細な業務スケジュール等を整理して別紙資料として追加していただきました。

2ページ目に移りまして、3点目の施設の一時使用についてでございます。これは、新たに業務を追加いたしました施設の貸出業務について、稼働率を向上させることが課題になっておりますので、これまで実施してきた内容を情報開示すべきではないかということで、少し稼働率が向上しているということで、これまで実施してきた貸出施設の広報等の方法について、ホームページによる広報、チラシ配布といった内容を別紙資料として追加して記載していただきました。

4点目は、落札者決定に当たっての評価方法についてでございます。入居者の選考における公平性、透明性の確保など、新たに追加された業務に関する評価項目について、必須項目として設定する必要があるのではないかということで、この対応といたしまして、民間事業者の確実な実施が求められる「入居者の計画的な受入れ及び新規渡日者の対応」及び「入居者選考」に係る評価項目について、加点項目から必須項目に変更していただきました。

5点目は、業務の引継ぎについてでございます。論点といたしましては、業務実施前の民間事業者への引継ぎ、業務期間終了に伴う次期事業者への引継ぎについて、明確に記載する必要があるのではないかということで、この点につきまして、民間事業者は、「業務開始前に機構及び現に業務を実施している事業者から業務実施に必要な引継ぎを受けなければならないこと」、また「業務終了に伴い民間事業者が変更となる場合は、業務期間の終了前に、次期事業者に対し引継ぎをしなければならないこと」を明記していただきました。

6点目は、情報開示についてでございます。これは、これまで委託費ということで3名の人件費分が記載されておりましたけれども、この3名の人件費の意味しているところ、人員配置等の参考にしていただくために、3名の業務体制を記載できないかということを議論いたしまして、現状の委託先の業務体制につきまして、どのような人員配置であるかにつきまして、事務担当者の監督、渉外業務等を担当する責任者1名、厚生補導業務、窓口業務、会計業務、施設管理業務を分担する事務担当者が2名であるということで、業務体制について別紙資料として追加して記載していただいたところであります。

以上でございます。

○落合委員長 ありがとうございました。

それでは、御報告いただきましたとおり、この2件につきまして、了承ということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○落合委員長 それでは、異存がないことでありますので、公共サービス改革法 14 条 5 項 の規定により、付議されました実施要項(案)につきまして、監理委員会として異存がないということにいたします。

続きまして「(独)国立公文書館の広報・普及啓発事業について」の審議でありますが、本事業につきましては、施設・研修等分科会で審議をしていただいておりますけれども、その結果につきまして、同分科会の小幡主査から御報告をお願いいたします。

○小幡委員 資料4でございますが、国立公文書館の広報業務における民間競争入札の導 入について、施設・研修等分科会において審議いたしましたので、御報告いたします。

この事業は、平成 19 年 12 月の基本方針の改定におきまして、平成 21 年末までに民間競争入札の導入の可能性について結論を得ることとされておりますので、我々の分科会にかかってまいりました。

ただ、広報業務に限定した形で民間競争入札の導入の検討となっておりますが、見ていただければわかりますが、事業規模が小さい。更に、この7月に公文書管理法という新しい法律が制定になりまして、その施行準備がかなり大変であり、そこに資源を集中させる必要があるという先方の主張ももっともなところではあります。特に広報という小さなものに限って、現時点で民間競争入札を実施させるかというと、果たしてそれだけの意味があるかどうかという議論になりましたので、今回については、この広報業務についての民

間競争入札の導入は見送ってはどうかという結論となりました。

むしろ、国立公文書館については、広報業務を先方が出してきたので、今回、広報についてどうかという話になったのでございますが、実際にはもっと広い、色々な業務がございます。その中で民間競争入札にふさわしいものをもう少し大きな視点から出していただきたいというのが我々分科会の願いでございまして、その趣旨は分科会においても、国立公文書館の方に申し上げました。ですから、今後、勿論、広報もやっていただいてよろしいのですけれども、広報に限らず、広くさまざまな業務の中で民間競争入札に委ねてよい分野が必ずあると思いますので、それを今後検討していただきたいということが分科会の結論でございます。

以上です。

○落合委員長 ありがとうございました。

それでは、小幡主査の御報告のとおりに了承ということでよろしいでしょうか。 どうぞ、吉野委員。

- ○吉野委員 広報に限らず、どうするという話については、向こうは、どうしますと言っているのでしょうか。
- 〇小幡委員 ともかく法律の施行の準備が忙しいということで、それを優先したいということにはなるのかもしれません。ただ、23 年 4 月施行なので、もう少しあるので、そこの準備をする中で、本来業務のところで民間競争入札を仕組んでもらえればよいと思うのです。ただ、今回については、とりあえずここの部分について 21 年末までに結論を得るという話だけで我々の方に来たものですから、それ以上の要求はしにくい状況でした。またラウンドを改めてやるということではないかと思います。
- ○落合委員長 どうぞ、渡邉委員。
- ○渡邉委員 私も御一緒させていただいておりますので、1点補足させていただきたいと思います。広報というと、言葉自体は大変広く聞こえるんですけれども、御理解いただきたいのは、その内訳が、一時期の、ある特定の展覧会のポスター作成・配布であったり、私ども、金額規模だけで見ているわけではなくて、むしろ広報といっても大ぐくりに、もっと創意工夫ができるとか、民間事業者がこういう形でやれば、もっとコストエフェクティブにできるとか、そういう形での提言をお願いしてございます。そういう意味では、「広報」という言葉にとらわれて、私どもが分科会でお話ししたわけではないということは御理解いただきたいと思います。
- ○落合委員長 これは事業分野の切り分けという問題で、切り分ける権限が各府省にあるという辺りの問題点がここにも出ているということだろうと思いますので、この部分につきましても、何とかこの辺をブレークスルーするようなことを監理委員会としても考えていかなければいけないという1つの例としてまた挙がってきたということであります。しかし、本件につきまして異存はないということでよろしいでしょうか。
- ○吉野委員 公文書管理というのはものすごく大事な話で、法律がようやくできた、言っ

てみれば日本の後進性の象徴みたいな話です。これから公文書管理をどうしていくかというのは、全く新しい仕組みづくりをつくるというところですから、今まではこのようにやってきた、役所が慣例どおりやっておりますからという話はここでは本来ない話です。だから、本当はそういうところまで踏み込んで何かできないかということをこちらから提案できるといいと思います。

○落合委員長 それは、本委員会と同時に政治の指導力とも連携しつつ、何とかその辺を 切り開いていきたいと考えておりますが、本件につきましては異存ないということで取り 扱いたいと思います。

続きまして「意見募集の結果について」ということで、事務局から報告をお願いします。 〇山谷企画官 それでは、資料 5-1 になります。基本方針の見直しに関する意見募集につきましては、いわゆるもみじ月間ということで、10 月 13 日から約 1 か月間、構造改革特区と共同で募集をいたしました。

その結果でございますが、1枚おめくりいただきまして、詳細がございますけれども、件数としては19件で、昨年とほぼ同様となっております。機関別では、国の行政機関に関する意見が15件、地方に関する意見が4件となっております。

意見主体ですけれども、合計 9 主体ということで、そのうち民間事業者が 6 事業者を占めているということでございます。

具体的な意見の項目につきましては、別添 2、次のページになりますけれども、統計調査、国勢調査の関連のものが 2 件、それから、刑事施設のバックオフィスに関するもの、あるいは、これは内部管理業務と関係するかと思いますが、公共調達における競争入札へのせり下げ型入札というような提案等もございます。

今後、各府省より、これは例年同じような取扱いですが、意見に対する回答をもらいま して、それを公表するとともに、委員会の方にも提供してまいりたいと考えております。

引き続きまして、資料 5 - 2 になりますけれども、「国民及び職員からの意見聴取について」という閣議決定文を載せております。裏になりますけれども、具体的にはこちらに書いておりまして、同じ題名で「ハトミミ. com」ということでメディアにも取り上げられましたので御存じの方もいらっしゃるかと思います。例えば、2 の(1)「国民の声」というところになりますが、「真に国民のために取り組むべき課題」とか、あるいは「身近な国のムダ」とか、そういったものも取り上げますけれども、4 つ目に「民間開放すべき事業 (公共サービス改革につながる提案)」というものがございまして、いわゆる「国民の声」の中で、市場化テストに関する意見を取り上げていくことになっております。これはインターネットまたは郵送で受付をすることを予定しておりまして、来年の1月から受け付けることを予定しております。今後、基本方針に関する意見募集につきましては、こちらの「国民の声」の中で取り上げていくということで予定をしております。

事務局からは以上でございます。

○落合委員長 ありがとうございました。

ただいまの事務局からの御報告に御質問、御意見ございますか。

特にないようですので、次の議題に移らせていただきます。次の議題は「入札監理小委員会における環境省の対応について」でありますけれども、これにつきまして、まず、小林副主査から、どういう事実関係かにつきましての説明をお願いいたします。

○小林委員 御報告いたしますが、資料は6-1をごらんいただきたいと思います。

11 月 17 日に行われました入札監理小委員会におけます審議状況について御報告をいたします。議事録につきましては、資料 6-2 のとおりでございます。

まず、資料 6-1 の 1 ページ目の「1 . 環境省の対応」でございますけれども、環境省自然環境局幹部から、冒頭、かなりの声の大きさで、高圧的とも取られかねない態度で 30 分弱にわたって小委員会の審議に制限をすると判断をせざるを得ない言動が繰り返されました。特に、所管する財団法人の業務内容につきまして委員が質問した際には、時間の制約等を理由に説明を遮ろうとしたことが複数回にわたって行われました。その概要は、1 ページ目の1 ~③ に記述してあるとおりでございます。

また、環境省の自然環境局からは、2ページ目の④の昨年の閣議決定の際の経緯に関する環境省の見解が述べられました。2ページ目の「2.入札監理小委員会の見解」でございます。

まず(1)でございますけれども、去る 11 月 17 日の入札監理小委員会における環境省の言動は、監理委員会で自由に国民のために議論しているわけでございますから、その自由な議論に国の行政機関が異議を述べたと判断せざるを得ません。そして、こういうような言動を放置しておきますと、今後の監理委員会の機能ですとか、監理委員会の運営に支障を来す恐れがあるということでございます。審議の中身に入ることができずに、効率的、効果的に議論ができないということになりますので、このようなことが二度と起こらないように、監理委員会の本件に対する見解を明らかにしておくことが必要であると考えております。

(2) でございますけれども、基本方針の閣議決定と監理委員会による実施要項の審議の関係でございます。内閣府の公共サービス改革推進室が基本方針の見直しを行って、また、環境省は新宿御苑に関する民間競争入札の実施要項の作成作業を行うこととされております。

これに対しまして、監理委員会では、新宿御苑に関して、基本方針の作成見直しの過程、 実施要項の作成の過程のみならず、当該民間競争入札の実施の過程すべてについて議論を 行うことが求められていると考えております。また、内閣府及び環境省とは離れた立場か ら、客観的、中立かつ公正な議論を行うこともまた求められている、私たちの責務である と考えております。

新宿御苑の維持管理業務のうち、今回の民間競争入札の対象となっていない業務に関しまして、今後の在り方等、どうあるべきかということにつきまして、監理委員会が議論することは当然あり得るものでありますし、あるべきものであると考えているところであり

ます。

(3) の環境省幹部の言動につきましてですが、先ほど申し上げましたとおり、国の行政機関としては、あってはならない行為と判断せざるを得ませんで、甚だ遺憾だということでございます。

3ページ目から4ページ目にかけての(4)でございますけれども、実施要項に含まれていない新宿御苑の業務の取扱いについてでございますが、監理委員会には環境省や内閣府とは異なる立場から業務範囲の妥当性を審議することが法の趣旨から求められているものと考えております。

入札監理小委員会での議論の中で、4ページ目の第2パラグラフのところでございますが、食堂、売店、駐車場、茶室の維持管理業務等については、財団法人国民公園協会に国有財産の使用の許可ないし権限付与が行われていることが明らかになりました。

そのような食堂、売店、駐車場、茶室の維持管理の形態は、由緒ある新宿御苑の運営の経緯を踏まえたものと考えられますが、政府関連公益法人への国民の視線に厳しいものがある中で、これらの業務の事業性の有無や民間企業等の参入阻害の可能性についても厳しく見直しが行われるべきであると考えます。

新宿御苑の食堂、売店、駐車場、茶室の維持管理について、内閣府は環境省と協議の上、 国有財産の使用許可から民間委託方式に方式を変更することの可能性を検討して、民間競 争入札の対象に含める方向で次期の基本方針にも記載する必要があるものと考えます。

○落合委員長 ありがとうございました。

以上でございます。

逢見副主査、何か補足することはありますか。

- ○逢見委員 いえ、ただいま小林副主査からの報告のとおりでございます。
- ○落合委員長 この件につきまして御議論いただきたいと思いますが、その前に、環境省 自体も意見を述べたいということであります。具体的には、自然環境局の鈴木局長が直接 的に話をしたいということですが、この出席、発言を許可してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○落合委員長 それでは、出席と発言を許可することにいたしまして、鈴木局長に御出席 をお願いしたいと思います。

それでは、鈴木局長よりお話しいただきたいと思いますけれども、恐縮ですが、5分程度でお願いいたします。

○鈴木局長 貴重な御時間をいただきまして、自然環境局の鈴木でございます。

まずもって、こういう機会をいただきました委員長初め皆様に御礼申し上げます。

環境省といたしましては、当委員会の御審議については真摯に対応する必要があるということで、そういう考えで意を用いてきたつもりでございますけれども、今、御指摘のあったような事態になりましたこと、そして、こうした形で貴重なお時間をお煩わせし、また、色々なお手数をかけましたこと、まずもってお詫び申し上げます。

今、話題になっている課長からは事情は聴取いたしましたが、当人は議事進行について 意見を申し上げたけれども、議事を妨害するつもりはなかったと、大変申し訳なかったと 申しておりますが、いずれにしましても、議事進行はまさに当委員会のお考えになる話で ございますし、また、今、お話がありましたような形で委員の皆様に受け取られるような 事態を起こしたことについては申し開きの余地もございません。大変遺憾でございます。 まずもって、また改めましておわびを申し上げます。

繰り返しになって恐縮でございますが、環境省といたしましては、当委員会の御審議に は真摯に対応する必要があるというのは一貫した考え方でございますので、今後ともその ように対応してまいりたいと思いますし、また、御指導、御鞭撻をよろしくお願いしたい と思います。

以上でございます。

○落合委員長 それでは、本件に関して、委員会の議論を開始したいと思いますので、鈴木局長には御退席をお願いいたします。

(鈴木局長退室)

○落合委員長 小林委員、鈴木局長のそれぞれのお話があったわけでありますが、本件に 関して、当委員会としてどういうふうに対応するのが適当であるかということにつきまし て、御自由に議論をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

逢見委員、どうぞ。

○逢見委員 先ほどの小林副主査の報告にあったとおりでございますが、副主査が開会を宣言した途端に向こうから審議の在り方についてということをとうとうと述べて、一方的に自分たちの主張をしたということでございまして、あと、議事録を見ていただければわかりますように、財団に残る業務について、我々が、どういうものが残ってということを質問したら、「それは外側の議論である」ということで、それ以上の進行を妨害するような行為があったということでございますので、今後こういうことを二度と繰り返させないためにも、委員会としては毅然とした対応を諮る必要があると思っております。

以上です。

- ○落合委員長 小林副主査、何かございますか。
- 〇小林委員 そのとおりでございます。公共サービス改革法の趣旨を全く逸脱して、委員会で自由に議論して、本当にあるべき方向に持っていかなければいけないところを、非常に後ろ向きな、非常に妨害するようなことがあったということでございますので、これから進めていくためには、こういうことが起こらないように、委員会としての意見を表明していただきたいと考えます。
- ○落合委員長 他に御意見ございますでしょうか。

委員会として何らかの姿勢、あるいは意見を発表する場合の方法としては、色々なものがありますけれども、従来、非常に重要な案件については、委員長見解というものを出すという形で対応してきたことがございます。それゆえ本件についても、委員長見解を出し

て、当委員会としての本件に対する認識と、関係者に対する注意を喚起する趣旨の内容の 見解を出す必要があるのではないか。こういうことが今後繰り返されることになりますと、 いわば国民の代表として監理委員会は公正で透明性のある手続のもとで粛々とその権限を 行使すべき職責を負っているわけですけれども、その職責の行使について重大な制約が生 ずるリスクがあると思われますので、これは非常にことであり、したがって、これについ て委員会としての認識・見解を明確にする委員長見解を出すことで対応してはいかがかな と思いますが、各委員の方々、いかがでしょうか。

樫谷委員。

- ○樫谷委員 委員長見解と勧告と、どういう色合いの違いがあるのか、もしわかれば教えていただきたいと思います。
- ○落合委員長 勧告は公共サービス改革法に基づく手続ですけれども、これは内閣総理大臣を通じて行うのが基本的な対応の方法です。これに対して従来の先例としては、総務省の案件について、先方の対応が看過できないことがあったことについては、勧告という手段ではなくて、委員長見解を出して対応したことがあるもので、その先例からすれば、本件についても委員長見解で対応するのが妥当なのではないかと理解しております。

渡邉委員、いかがですか。

○渡邉委員 私も看過できない事態であるという点については意見を同じくするものですが、どういう観点から委員長見解を考えるかについて、少し整理したく考えます。今、いただいた資料を拝見しているところですが、1つは、かなりの音量、高圧的にということが書いてありますが、今の御説明を伺いますと、ポイントはむしろ、そういうところよりは、議事進行をさせなかったという点であるようです。30分にわたりがどうなのかというのはちょっとあるかもしれませんけれども、問題なのは議事進行を妨げたという点なのか、本来自由な議論をすべき件についての議論をさせなかったという点なのか、説明を拒否したという点なのか、委員長見解を出すかどうかということは勿論重要だとは思いますが、今、資料を拝見し、御説明を伺って、自分自身が混乱したところがあるので、その前提となる認識について、ポイントを、この点というふうに確認させていただきたいのですが、お願いできますでしょうか。

○小林委員 非常に包括的な、本質的な問題でして、最初に、これから審議を始めますと言った後に、とにかく閣議決定で決めた基本方針以外の業務については審議できないという発言があったわけです。これは私も全然予期しないところでして、基本方針で決められた枠組みの中の議論を超えるような議論は許さないというようなことなのです。それは非常に心外でありまして、向こうも心外だというふうに言っていたと思いますが、公共サービス改革法の議論というのは、あるべき議論をしなければいけないと私は思っていて、決められたから、その範囲を超えた議論はできないということは、全くもってのほかだということです。

それと、聞いてみますと、実は出していない業務があるということで、それについては

非常に拒否的な対応でしたので、公共サービス改革法を官が一体になって推進していかなければいけないというところで、それに歯止めをかけるといいますか、逆に戻るというような高圧的な姿勢であったというところが非常に問題であるということであります。ですから、30分議論ができなかったどころではなくて、30分間で法の趣旨に反するような抵抗的な姿勢といいますか、それこそ監理委員会の議事を妨害するといいますか、これから進めていかなければいけないことを非常に抵抗する、そういうことが問題であるということであります。

○落合委員長 どうぞ。

○逢見委員 私からも補足的に申し上げます。 6 − 1 の 6 ページの参考 2 にそのときの議論のポイントがありますが、最初に「対象業務の範囲について」を議論のテーマに挙げたわけです。 6 − 2 の議事録を見ていただきますと、1 ページに小林副主査が 15 分程度でお願いしますと言って、笠井課長は、4 行目ですが「これまで何も言われていないのに、今この場でいきなりこういう提案をされるということは、一体どういう趣旨なんでしょうか。」と発言しました。「対象業務の範囲について」というテーマを委員会が取り上げたこと自体について、一体どうなんだというふうに、まさにこれは我々委員会が議論のテーマを設定したことに対して最初から異議を唱えているのです。

もう一つは、その後、業務の中身について聞いた、6-2の議事録の8ページ以降ですが、真ん中より下で私が「それ以外に財団に残る仕事があるんですか。」と言って、所長が色々答えている中に、課長が遮って、「そういうことは対象にしないというのが閣議決定の整理でしたと」か、9ページに行って、「そういうことは別途必要があれば説明してもいいと思いますが、日程も差し迫っているので、ものすごく気にしています」ということで、こちらが議論に入って色々聞いていることに対して、途中で、日程が迫っているから、早く中身の議論をやってくれと言って遮っているわけです。これは明らかに議事を妨害したことになると我々は受け止めざるを得ないと思います。

○落合委員長 ただいまの、その場に出席していた両副主査の意見をまとめると、要するに、審議を制限したということになると思います。いかなるテーマを設定するか、そして、そのテーマについて、どのような形で審議し、進行させていくかについては、これは監理委員会およびその授権を受けた分科会等の権限であろう。それについて、いわば制限を加えるということが非常に問題であると、私はそのように認識しており、したがって、そういう審議を制限するということが今後も行われると、監理委員会の自由な活動ができなくなるという懸念がある。したがって、その部分について、二度とこういうことがないようにしてもらいたい。

同時に、今後、公共サービス改革を進めるに当たって、監理委員会と接触するであろう 各府省に対しても、こういうことがないように注意をしてほしいということも呼びかける、 基本的にはそのような内容のものになろうかと思います。

そういうような内容で、先例に従い、委員長見解を出すということで対応してみたらい

かがかなと。勿論、それでなお不十分であるというならば、またこの監理委員会で御議論をした上で、何らかの対応を考えなければいけないわけですけれども、まずは委員長見解というもので、先ほど申し上げたような点をポイントとして出すということでいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

どうぞ。

〇吉野委員 委員長も小林さんもさっきおっしゃった、法の本来の趣旨が自由な議論を通じてあるべき姿を目指すという、この辺りが、恐らく霞が関の中に徹底していないんではないか。だから、この笠井さんという人は結構優秀な役人ではないですか。形式論でもって、こういうふうにやれば批判をかわせる、こういうふうにやれば封じ込められると役人の知恵を働かせてがんばったのでしょう。まず現状を変更しないことの言い訳をする、その発想は民間人と根本的に違う。この委員会の席でも多分、横に並んでおられる民間の人達と縦に並んでいる役所の人達は頭の構造が違う。縦に並んでいる人は笠井さんのやり方についてはかなり共感を持てるのではないか。そういう人たちに対して、体にしみついたその発想を捨てて、ちゃんと国民のための土俵に上りなさいよと言わないと、この議論は枝葉の話に引きずり込まれてしまい、むしろ話がヤブヘビになってしまう可能性がある。法の趣旨そのものを格調高く説得する、こういう趣旨の委員長見解を出したらよいと思います。

○落合委員長 わかりました。

本田委員長代理。

○本田委員長代理 この資料の内容が、そのまま委員長見解ということではないと思いま すが、私もどちらかと言えば、本件の本質は、言動ではなくて、なぜそういう言動をした かということ、つまりは公益法人問題が背景にあるのだろうと思うのです。「参考7」と して公益法人問題の資料がついているのは、そういうことだと思います。そういった本質 を外し、その課長さん云々のことについての見解というのは果たしてよいのか。事実とし て、一生懸命やっている委員会の中で妨害的なことがあったとすれば、見解という形では なくて、まずは環境省の次官等に対して、改善を求めるべきではないでしょうか。今回の 「公共サービスの見直しの進め方」においても、民間活用にあたって改善すべきは、公益 法人問題です。それぐらい抵抗があるということを考えながら、我々の仕事をやっていく ことが必要でしょう。実際の委員長見解の内容がわからないものですから、読ませていた だいた感じでは、2ページ目が見解の趣旨になろうかと思います。資料中に「監理委員会 での自由な議論に国の行政機関が異議を述べたものと判断せざるを得ず、かかる言動を放 置しては、今後の監理委員会の運営に支障を来すおそれがあることから、そのようなこと が二度と起こらないよう監理委員会の本件に関する見解を明らかにする。」とあり、これ が見解の趣旨だと思いますが、それは全省庁に対しても同様に周知すべきことと思います。 趣旨はそれでいいとは思いますが、どういう見解の内容なのかわからなかったものですか ら、委員長見解の実効力を上げていくとすれば、こういう申し入れをしたということは他

の省にもわかると思いますので、他の省も含めて全体的な形で、どういうふうに見解を出 すかというのは非常に難しい。見解を出すにあたって、いくつかのステップがあってもい いのかなと思います。

〇落合委員長 その点については、委員長見解の内容は、資料 6-1 の 2 ページ目の、まさに今、本田委員長代理が指摘された 2 の (1) のところが一番の基本ポイントだろうと思います。そういう内容のものを考えるということですが、同時に、委員長見解を出すに当たって、その出し方をどうするかという問題もあるわけで、その出し方についても、更に検討する必要があるという御指摘だろうと思います。

私の考えでは、単に環境省に対して、こういうことは避けてほしい、あるいは二度とやらないでほしいということを口頭で伝達するだけでは、非常に不十分なのではないか。これは委員会自体の権限の自由な行使を制約する可能性が非常にあったケースだろうと思いますので、それは委員会自体としての見解を明らかにする必要があると考えております。

そして、その背後に公益法人問題がある。これは全く御指摘のとおりであり、これについて、監理委員会としてどういう形で対応していくかにつきましても、従来からこの委員会で議論しており、また今後も更に前進させるための議論が必要であろう。背後には確かにその問題がありますが、ここで両副主査から提起された本件に関する問題の提起は、実施要項を審議しようとしたら、その審議が十分できなかった。実施要項の審議というのは、まさに監理委員会の重要な権限であり、職責です。この職責が十分果たせないことになりかねないような事態は、私は非常に看過できないことであり、それは口頭での注意という形で終わるには余りにも重大ではないか。

先ほどの樫谷委員の御発言は、したがって、それほど重大なことであれば、勧告というレベルで、総理大臣を通じてやることも考えられるのではないかという、この問題の重要性からすると、それぐらいの手段を取ってもいいのではないかというお考えの下に発言があったものと理解しておりますけれども、総務省の自治大学校の問題について、類似の問題が既に過去にあり、それに対して委員長見解を公表した結果、それなりの落ち着きがなされたということもあるので、本件についても、非常に重大な問題ではありますけれども、まずは委員会としての見解を委員長見解という形で明確に示す。その次に、委員長見解をどういう形で伝達していくかを検討する。過去にあった委員長見解は、その委員長見解を公表するという形で大体やってきたわけですけれども、本件については、どういう形で委員長見解を公にしていくかということにつきましても是非御議論をお願いしたいと思います。

逢見委員、どうぞ。

○逢見委員 冒頭、仙谷大臣が出席されて、市場化テストに対する政府として、大臣としての強い意欲も示されましたし、その後、泉政務官も何かあれば動くと言っておられますので、ここはまさに政務三役の出番ではないかと思います。そういう意味で、委員長見解を政務三役に託して、泉政務官にお願いすることになるかと思いますが、そこから環境省

に手交していただくということでいかがでしょうか。

○落合委員長 今、逢見委員からそういう提案が出ましたけれども、他の委員の方々、い かがでしょうか。

樫谷委員。

- ○樫谷委員 刷新会議の方で取り上げていただくというのは非常にいいと思います。ただ、環境省だけではなくて、もう少し幅広く、各省に行き渡るような形で、これが1つの事例として各省に伝わるような形を取っていただければよりいいのかと思っております。
- ○落合委員長 他に御意見ございますか。

渡邉委員、どうぞ。

○渡邉委員 私も手交する手段は、委員の方々の御意見に反対するところはありません。 内容の話に戻らせていただきたいのですが、私は委員長が言われた内容であれば反対では ございません。一方、委員会だからといって、省庁に反論を許さないわけではないという そこのメッセージの伝え方、そんな事態は現状考えられませんけれども、委員会に対する 反対意見を聞かないというような狭い考えで申し上げているわけではないということがメ ッセージとして伝わる内容であればよいと考えます。そういう意味で、個人の責任を追求 されるためとか、個別の省庁の責任を追求するためとか、誤解して取られないような、ま さに委員会の目的、市場化テストの目的といったところからメッセージとしていただくと いうことを是非お願いしたいと思います。

○落合委員長 環境省の鈴木局長に環境省としての発言の機会を与えたというのは、この委員会として、そういう点に配慮したことであると思います。一方的に委員会自体の認識・見解だけで意見を公表するものではなくて、本件について、環境省側はどう受け止めていたのかということについても発言をしていただく機会を与えたわけでありますので、公平な手続というバランスは、十分尽くしておりますから、委員会としては、その点についてそしりを受けることはないのではないかと思っております。

同時に、委員長見解の内容についても、今、渡邉委員が言われたような趣旨の内容のものにすべきは当然だろうと思います。したがって、内容については、基本的なポイントについては、既に要約させていただいたようなポイントで出すと同時に、これを泉政務官にお願いして環境省に伝達してもらう。同時に、それは何も環境省のみではなくて、メッセージとしては、他の府省の方々に対しても同じように注意を喚起するという趣旨の内容のものにする。

しかし、他の府省にも伝達するというわけには必ずしもいかなくて、問題があったところにまず言わなければいけないということでありますので、伝達の仕方としては、環境省に泉政務官から伝達してもらうということで行う。具体的にはそういうことで、一方で、この問題は非常に重要な問題でありますので、同時に早く委員会としての見解も明らかにしなければいけないだろうということで、今日、御議論いただいたポイントで委員長見解をまとめて、できるだけ早く公表し、同時に泉政務官を通じて環境省にも伝達してもらう

というやり方で進めたいと思います。

したがいまして、今日の議論を踏まえた内容のもので委員長見解を作成し、その具体的な文言につきましては、私に御一任いただければ非常にありがたいと思いますが、いかがでしょうか。

○吉野委員 それは結構ですが、もし他府省にも趣旨がわかるようなものにするとなると、何が起きたのかということを言っておく必要はありませんか。環境省は勿論、何が起きたのか全部知っているわけですけれども、他は何が起きたのか全然わからない。ここから先は私の個人的な意見ですけれども、事実関係のところにこの課長の名前、固有名詞を出してしまった方がいいと思います。何でこんなに立派なことをここでこの方はおっしゃったのかがわかるように。

○落合委員長 その御意見もわかりますけれども、その辺は、渡邉委員が言われたものと バッティングが生じてくるかなという感じもしますし、同時に、個人の言動が契機ではあ るんですけれども、問題は個人を指弾するというものではなくて、公共サービス改革を進 めようという委員会の権限に掣肘を加えるような対応は非常に困りますということです。 どうぞ。

○佐久間事務局長 会議は公開でございますので、11月17日にどういうことがあったか、 議事の記録はすべて公開をされることになりますので、事実関係については皆さんにオー プンになっているというように御理解をいただけたらと思います。

○落合委員長 それでは、伝達の方法については、逢見委員から御提案がありましたが、 小林委員も、当事者的な立場として、そういうことでよろしいですか。

○小林委員 はい、お願いいたします。

○落合委員長 それでは、私に一任していただいて、なるべく早くということですので、 本日の 15 時をめどに公表しようと考えております。この環境省の問題につきましては、こ のような対応で行うことにさせていただきたいということであります。

そうしますと、本日の公開の審議はここで終了となります。最後の議題は委員同士による自由、率直な意見交換ということで、「今後の当委員会の進め方」ということで、これは非公開にさせていただきたいと思います。議事要旨は後日公開をするということですので、傍聴の方は御退席をお願いしたいと思います。

(傍聴者退室)